

## 第6章 相談・支援



困ったときに相談できる場所はたくさんあります。名前を言わないで電話やメールで相談できる場合もあるので、気軽に相談してみましょう。人に話すことですっきりしたり、解決したりすることも多いはず。

- ❁ 身近な相談の場 ..... P89
- ❁ 妊娠、子育てに関する身近な相談 ..... P90
- ❁ 妊娠、育児や母子の健康に関する相談 ..... P91
- ❁ 子育て・生活全般に関する相談 ..... P92-95
- ❁ 女性のための悩みごと・DV相談、男性電話相談、仕事相談 ..... P96-97
- ❁ ひとり親で育児をされる方に ..... P98-102
- ❁ 子どもの発達・発育の心配 ..... P103-104
- ❁ 障害のある子どものために ..... P105-107



# 身近な相談の場

プレパパ・プレママ  
\*にもおすすめ\*



## 妊娠中や子育ては一人で悩まないで！

地域には、子育てに関する相談と支援の窓口として、5つの地域ごとに子ども家庭支援課、健康づくり課があります(P13参照)。妊娠中の体調管理、出産に関する相談、産後の体調、乳房ケアや母乳育児相談、心のケアなど、なんでも相談できます。



## ちょっとした悩みには…

子ども家庭支援課・健康づくり課以外にも、身近なところで、ちょっとしたことでも耳を傾けてくれる場を紹介します。



### 児童館

児童館では、子どもたちの「あそび」に関する相談のほか、子どもの成長や子育てに関する悩み相談もお受けしています。また、保健師、栄養士、歯科衛生士など専門職による各種講座や相談を各児童館で行っています。日時などは、各館にお問い合わせください(児童館の電話番号はP61参照)。



### おでかけひろば

おでかけひろばは、乳幼児と保護者が集う交流の場です。子育ての経験があるスタッフもいるので、お気軽に相談して下さい。先輩ママ・パパへ相談したり、話をしているうちにいつの間にか悩みが解決してしまうこともきっとあります(おでかけひろばは、P57参照)。地域子育て支援コーディネーターがいるひろばもあります(P14参照)。



### 区立保育園

保育園の保育士や栄養士、看護師が、子育てに関すること、子どもの発達に関することなど、お電話でもご相談をお受けしています。保育園をぜひ、ご利用ください。ご希望があれば、ご自宅にもお伺いします。

問い合わせ 区ホームページをご覧ください。



### 民生委員・児童委員&主任児童委員

主に地域で長く活動が続けてきた区民が、厚生労働大臣の委嘱を受けて、相談や援助などの活動に当たっています。育児や生活のことで困ったこと・心配なことがあるときは担当の委員にご連絡ください。

担当の民生委員・児童委員に関する問い合わせ  
生活福祉課 ☎5432-2767 FAX5432-3020



# 妊娠、子育てに関する身近な相談

プレパパ・プレママ  
\*にもおすすめ\*



## 地域子育て支援コーディネーター

「こんなこと聞いていいの?」「誰に相談すればいいの?」子育てはわからないことだらけ。子育て家庭への支援として、妊娠中から子育て中の親子に寄り添いながら、子ども・子育て支援に関する情報の提供、相談支援などを行っています。

\*地域子育て支援コーディネーターは、地域の子育て支援事業に従事する資格を持っています。身の周りの子育て支援に関することに詳しい、地域で活動している人たちです。

### どんな相談を受け付けているの?

- ❁ 子どもをちょっと預けたいのだけど、どこで預かってくれるの?
- ❁ 子どもと一緒に出かけたいけど、引越してきたばかりでわからない。
- ❁ 子どものこと何もわからないけど、こんなこと聞いていいのかな。
- ❁ 近くに頼れる人がいなくて不安。
- ❁ つわりが辛い。どうやって乗りきればいいのか?
- ❁ 出産のとき、上の子どもはどうしたらいい?



問い合わせ ❁ 《世田谷地域》おでかけひろば ULALA  
☎070-2150-5543

❁ 《北沢地域》おでかけひろば@あみーご  
☎070-6969-3562

❁ 《玉川地域》おでかけひろば まーぶる  
☎070-3356-3939

❁ 《砧地域》きぬたまの家  
☎070-1314-2452

❁ 《烏山地域》おでかけひろば ぶりっじ@roka  
☎070-6478-8895

❁ 《全地域の窓口》中間支援センター  
☎070-5011-5270

住所、FAX番号はP14参照

あなたの困ったを一緒に考えます!  
おでかけひろばや地域のイベントなど身近なところにいるので、気軽に相談してね!



＼メールはこちら／





# 妊娠、育児や母子の健康に関する相談

プレパパ・プレママ  
\*にもおすすめ\*

妊娠中の体調管理や出産にむけての心配事、産後うつ、母乳のこと、育児相談など気軽にご相談ください。母子保健コーディネーターや、保健師、栄養士、歯科衛生士が電話や面接で相談をお受けしています。

受付・問い合わせ先

❖ 総合支所保健福祉センター健康づくり課事業係

世田谷 ☎5432-2893 北沢 ☎6804-9355  
玉川 ☎3702-1948 砧 ☎3483-3161  
烏山 ☎3308-8228 FAX番号はP13 ☎参照

❖ 総合支所保健福祉センター健康づくり課保健相談係

世田谷 ☎5432-2896 北沢 ☎6804-9667  
玉川 ☎3702-1982 砧 ☎3483-3166  
烏山 ☎3308-8246 FAX番号はP13 ☎参照

## こんな相談先もあります。

### 助産師

助産師は妊娠・出産・育児のエキスパートです。授乳相談、乳房ケア、子育ての不安など気軽にご相談ください。世田谷の地域(近隣含む)で活動している助産師の連絡先は以下のホームページをご覧ください。また、産前産後や「いのちの教育」(性教育)に関する講座も開催しております。

公益社団法人東京都助産師会世田谷目黒地区分会

<https://www.setagaya-josanshi.org/>

### お薬

妊娠中のお薬のことで相談したいとき

妊娠と薬情報センター <https://www.ncchd.go.jp/kusuri/>

☎5494-7845 大蔵2-10-1 国立成育医療研究センター内

月～金曜日(祝日を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00

\*上記電話でご相談はできません。別途お申込みが必要です。





# 子育て・生活全般に 関する相談

プレパパ・プレママ  
\*にもおすすめ\*

各地域の子ども家庭支援課では、関係機関と連携しながら子育て家庭の支援を行っています。DV(ドメスティック・バイオレンス)、生活や家庭問題などの相談にも対応しています。



## ① 困ったとき、いらいらしたとき、つらいときには

子育てについての不安や悩みについて、お気軽にご相談ください。ひとりで悩まずに、いっしょに解決していきましょう。

お子さんの一時預かり、保育サービスなど、他の機関のサービスも紹介します。



## ② 虐待かなと思ったら

あなた自身からの相談が重要です。秘密は守りますので勇気をもってご相談ください。また、身近なところで「虐待かな?」と気になったら、どんなに小さなことでも、連絡をお願いします。



## ③ DV(ドメスティック・バイオレンス)に悩んだら

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人等親密な関係の間で起こる暴力です。「なぐる」「ける」といった身体的な暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視する」「友人等との交際を制限する」なども含まれるもので、重大な人権侵害です。DVの被害を受けた方、身近に被害を受けていると気づいた方は迷わず相談してください。



## ④ 家庭内の問題で困ったら

夫婦(パートナー)や親子間の問題、離婚、養育費・親権・子どもの認知など子どもの養育に関わる問題などに困ったときは、専門の家庭相談員に相談してみましょう。

\*家庭相談員による相談は、原則月・水・金の13:00~17:00(事前にご予約が必要です)。

①~④問い合わせ・受付先 ❖ 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

世田谷 ☎①③④5432-2915 ②5432-2848 FAX 5432-3034  
北 沢 ☎6804-7525 FAX 6804-9044  
玉 川 ☎①③④3702-1189 ②3702-2173 FAX 3702-1336  
砧 ☎①②3482-1415 ③④3482-1344 FAX 6277-9721  
烏 山 ☎①②3326-6056 ③④3326-6155 FAX 3308-3036

\*住所は、P13に記載しています。

## 病気などの理由で生活に困ったら

病気や身体の障害、失業などの理由で生活に困窮したときは、生活保護法に基づき、必要な保護を行うための相談などに応じています。

問い合わせ先・受付 総合支所保健福祉センター生活支援課生活支援担当

世田谷	☎5432-2846	FAX 5432-3034
北沢	☎6804-7386	FAX 6804-7994
玉川	☎3702-1734	FAX 3702-1520
砧	☎3482-1390	FAX 5490-1139
烏山	☎3326-6112	FAX 3326-6169



## 教育について心配ごとがあったら

幼稚園や小・中学校に行きたがらない、家庭でのしつけが難しい、友だち遊びが苦手、発達  
の心配などについてお気軽にご相談ください。専門の相談員が保護者の方の相談にお応え  
します。また、お子さんに対しても必要に応じた心理的な支援を行います。

問い合わせ先・受付 ❀ 総合教育相談ダイヤル ☎6453-1520

❀ 教育相談（来室相談） \*要電話予約

教育総合センター来室相談	☎6453-1524	FAX 6453-1534
玉川分室	☎3709-2403	FAX 3707-7040
砧分室	☎3483-3404	FAX 3483-3407
烏山分室	☎3305-2022	FAX 3305-2133





児童相談所は18歳未満の児童に関する専門相談機関です

## 世田谷区児童相談所

(月～金8:30～17:00 \*土、日、祝・休日、年末年始を除く)

☎ **6379-0697** FAX 6379-0698

### 児童虐待の通告・連絡窓口

児童虐待の相談はこちら(フリーダイヤル・24時間365日対応)

☎ 世田谷区児童虐待通告ダイヤル

子にやさしさ  
☎ **0120-52-8343**

☎ 児童相談所虐待対応ダイヤル

いちやく  
☎ **189**

## 世田谷区DV相談専用ダイヤル

区職員がご相談を受け付けます。

☎ **0570-074740**(ナビダイヤル)

(月～金8:30～17:00 \*祝・休日、年末年始を除く)

いじめなど、子どもの権利侵害に関するご相談は…

## 世田谷区子どもの人権擁護機関 せたホッと

(せたがやホッと子どもサポート)

ホッと にきゅうざい  
相談電話 **0120-810-293** (月～金13:00～20:00、土10:00～18:00)  
(日、祝・休日、年末年始を除く)

FAX 3439-6777

世田谷区 せたホッと 検索

メールでも相談を受け付けています  
メールはこちらから➡



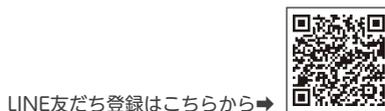


## 女性のための悩みごと・DV相談

日々の暮らしの中の様々な悩み、配偶者やパートナーなどからの暴力、モラルハラスメントについて相談に応じています(電話相談は予約不要、面接相談は要予約)。

**相談日** 毎週火・水・木・土・日曜日  
相談時間はホームページでご確認ください。

**電話番号** ☎6804-0815 ※住所はP68参照  
(問い合わせ先 男女共同参画センター“らぶらす” ☎6450-8510)  
メール・LINEでも相談を受け付けています。



## 男性電話相談

男性が持つ悩みについての電話相談です。家族問題や人間関係、生き方、仕事の悩みなどさまざまな相談に応じます。日ごろ困っていること、身近な人にも話しづらいことなど、お気軽にお電話ください(予約不要)。

**相談日** 毎月第1・3金曜日、第2・4土曜日 18:00~21:00

**電話番号** ☎6805-2120  
(問い合わせ先 男女共同参画センター“らぶらす” ☎6450-8510)



## シンママカフェ

### ～シングルマザーのためのグループ相談会～

シングルマザー同士で日頃の悩みや気持ちを共有し、課題に向けてのステップを考えていくグループ相談会です。

**相談日** 偶数月第2土曜日 14:30~16:30

**相談の予約** ☎6450-8510(前月1日~)(要予約)

**会場** 男女共同参画センター“らぶらす”(太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3階)  
(問い合わせ先 男女共同参画センター“らぶらす” ☎6450-8510)



# 女性のための働き方サポート相談

就職・復職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立など、女性の働き方・キャリアに関する相談に応じています。

**相談の予約** ☎6450-8510(前月1日～)

(面接相談・電話相談ともに要予約)

**相談日** 毎月第1・3火曜日、第2・4土曜日 相談時間はホームページでご確認ください。

**相談場所** 男女共同参画センター“らぶらす”(太子堂1-12-40グレート王寿ビル3階)  
(問い合わせ先 男女共同参画センター“らぶらす” ☎6450-8510)



# 三茶おしごとカフェ

(世田谷区三軒茶屋就労支援センター)

就職活動における応募書類の作成や、面接対策のサポート、併設するハローワーク窓口での仕事紹介、就職支援セミナーなど、様々な就職支援サービスを、リラックスした雰囲気の中で、全て無料で受けることができます。

**利用時間** 月～金 9:00～17:00 \* 祝日、年末年始を除く

**所在地** 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階

☎3411-6604 FAX 3411-6690

<https://www.setagaya-icl.or.jp/oshigotocafe/top.html>

**ワークサポートせたがや(ハローワークの職業紹介窓口)併設**

☎3413-8609 \* 相談窓口の受付は16時30分まで



# マザーズハローワーク東京

マザーズハローワーク東京では、将来も含め『仕事と家庭を両立して働きたい方』を対象とした職業相談を行っています。お子様連れでの来所も可能です。

仕事と子育てが両立しやすい求人も提供しており、また、個別担当制による就職支援・託児付きセミナーなどきめ細かいサービスをしています。

オンラインを活用した職業相談や面接対策なども行っています。

マザーズハローワーク東京利用者を対象に、面接用グッズレンタル中。

**利用時間** 平日9:00～17:00 \* 土曜・日曜・祝日を除く

**所在地** 渋谷区桜丘町1-2 渋谷サクラステージセントラルビル SHIBUYAサイド10階

☎5728-8609

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-mother/home>



マザーズハローワーク東京については、こちらからもご覧いただけます。





# ひとり親で育児をされる方に

世田谷区 ひとり親 検索

ひとり親家庭の親の負担は大きいものです。どこに相談すればよいかもわからないときは、まずは下記問い合わせ先にご連絡ください。

## こういうときは、ひとりで悩まずに相談してください

- ❖ 突然、パートナーを失い、どうしたらよいかわからないとき
- ❖ 離婚、別居、配偶者からの暴力などで、身の振り方に悩んでいるとき
- ❖ 経済的に苦しいとき、子どもの学費のことなどで困っているとき
- ❖ 住まいのことで困っているとき
- ❖ 病気などで働けない、家事や育児ができないとき
- ❖ 手当について知りたいとき
- ❖ 仕事を探したい、技術を身につけたいとき
- ❖ ひとり親家庭となるにあたり情報を知りたいとき



問い合わせ 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

世田谷 ☎5432-2915

北 沢 ☎6804-7525

玉 川 ☎3702-1189

砧 ☎3482-1344

烏 山 ☎3326-6155

FAX番号はP13 ☎子参照



## ひとり親家庭とは？[母子家庭・父子家庭の方]

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が18(20)歳未満の子どもを扶養している家庭をさします。

- ❖ 配偶者と離婚した場合
- ❖ 婚姻せず出産・育児をしている場合(\*事実婚の場合を除く)
- ❖ 配偶者が死亡した場合
- ❖ 配偶者の生死が不明の場合
- ❖ 配偶者から1年以上遺棄されている場合
- ❖ 配偶者からの暴力(DV)で「裁判所からの保護命令」が出ている場合
- ❖ 配偶者に重度の障害がある場合
- ❖ 配偶者が1年以上法令上の拘禁をされている場合

\*対象となる方は各制度により異なります。



## ひとり親家庭のための情報提供

### ひとり親家庭が新しい一歩を踏み出すための冊子

ひとり親家庭が安定した生活を築くための道しるべとなる冊子。

→ 以下の窓口で配布しています。

- 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センター
- 各総合支所くみん窓口戸籍担当(区民課戸籍係)
- 各出張所・まちづくりセンター など
- 男女共同参画センター“らぷらす”  
(太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3～5階)



→ 内容は区のホームページで見ることができます。

問い合わせ 子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX 5432-3081

### ひとり親家庭のためのメールマガジン配信サービス

携帯電話などでご登録いただくことで、より身近に支援情報などをお届けいたします。

**配信** 毎月1日と15日の2回(予定)

情報料は無料(ただし通信料は自己負担)

**内容** 相談、住宅支援、就業支援、子育て支援等、申請時期に合わせて配信します。

**登録** 下記よりご登録ください。

<https://mail.cous.jp/setagaya-mail/>  
(パソコン版、携帯電話版共通)



問い合わせ 子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX 5432-3081

# ひとり親家庭をサポートする制度やサービス

ひとり親家庭向けに様々な助成制度やサービスがあります。

## 医療費助成や手当等の給付に関する制度

\*ひとり親家庭の範囲(P98参照)は、各制度によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

制度名	内容・対象・条件	所得等条件	問い合わせ先
ひとり親家庭等医療費助成 (マル親医療証の交付)	ひとり親家庭などの父または母と児童(18歳到達後最初の3月末日まで。中度以上の障害児は20歳未満)の医療費を助成します。	あり	1 総合支所 保健福祉センター 子ども家庭支援課
児童育成手当 (育成手当)	ひとり親家庭などの子どもの扶養に関する手当。18歳到達後最初の3月末日までの児童を養育するひとり親家庭など。	あり	世田谷 ☎5432-2311 北 沢 ☎6804-7526 玉 川 ☎3702-1792
児童扶養手当	ひとり親家庭などの子どもの扶養に関する手当。18歳到達後最初の3月末日までの児童(20歳未満で中度以上の障害を有する児童を含む)を養育するひとり親家庭など。	あり	砧 ☎3482-1344 烏 山 ☎3326-9864 FAX番号はP13 ☎参照

## 子育てや生活に関する支援

制度名	内容・対象・所得等条件など	問い合わせ先
ホームヘルパー訪問	ひとり親家庭になられた直後などの大変な時期に就業や生活を支援するために、一定期間ホームヘルパーが訪問します。小学3年生以下の子どもがいるひとり親家庭で ①ひとり親となって2年以内で、生活環境の著しい変化のため、日常生活を営むのに支障があるとき ②就業などにより子どもの養育に著しく支障があるとき ③親または子どもが一時的に傷病であるとき * 所得制限あり。所得に応じた費用負担あり。	2 総合支所 保健福祉センター子ども家庭支援課 世田谷 ☎5432-2915 ホームヘルパーは ☎5432-2848 北 沢 ☎6804-7525 玉 川 ☎3702-1189 ホームヘルパーは ☎3702-2173 砧 ☎3482-1344 ホームヘルパーは ☎3482-1415 烏 山 ☎3326-6155 ホームヘルパーは ☎3326-6056 FAX番号はP13 ☎参照
ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業 (遊園地等の割引)	ひとり親家庭を対象に、親と20歳未満の子どもの日帰りレクリエーション施設の割引利用券を交付しています。近郊の遊園地など6カ所。1人年度内1回まで。所得制限あり。	
各種料金減免	<b>対象</b> 《1》児童扶養手当を受けている世帯 ①粗大ごみ処理手数料免除 ②JR通勤定期乗車券3割引 ③都営交通(都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)1人無料 ④水道・下水道料金一部免除 《2》ひとり親医療証が交付されている世帯 ①粗大ごみ処理手数料免除	総合支所 保健福祉センター子ども家庭支援課 1 参照
税金の軽減 (所得税)	一定の要件に該当する場合には、所得税を計算する際に、所得控除として寡婦(寡夫)控除・ひとり親控除を受けることができます。	所得控除に関する質問は、「税務相談チャットボット ふたば」にご相談ください。 (国税庁 ふたば で検索)  スマホでのご利用はこちらから!

## 福祉資金の貸付

制度名	内容・対象・所得等条件など	問い合わせ先
母子及び父子 応急小口資金	病気や就職、災害などの際に、応急に必要な資金を無利子で貸付。	総合支所 保健福祉センター 子ども家庭支援課 P100☎参照
母子及び 父子福祉資金	ひとり親家庭の生活安定と、児童福祉向上を図るための資金貸付。 種類 修学資金、就学支度資金、転宅資金・医療介護資金 など *資金によって限度額が異なります。	
ひとり親家庭 高等職業訓練 促進資金 貸付事業	①高等職業訓練促進資金 「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金(P101)」を受給している方や給付金を活用して養成機関に在学した方へ、就学、就職に必要な資金を貸し付ける制度です。 ②住宅支援資金 「母子・父子自立支援プログラム(P101)」の策定を受けて自立に向けて取り組んでいる児童扶養手当受給者(所得が同水準の方を含む)を対象に、住居の借り上げに必要な資金を、月額4万円以内、上限12か月の範囲内で貸し付ける制度です。貸付けを受けた日から1年以内に就職又はより高い所得の見込まれる転職等をして、1年間就業を継続できる見込みがあることが必要です。 ①②とも、一定条件を満たすことで返済免除となる場合があります。	ぶらっとホーム世田谷分室 (福)世田谷区社会福祉協議会 ☎ 3419-2611 FAX 6453-2811

## 仕事や技能の習得などに関する支援

制度名	内容・対象・所得等条件など	問い合わせ先
職業相談等	仕事と家庭の両立を希望する方への就職支援、再就職に向けた託児付きの各種セミナーやパソコン講習などを行っている。 また、オンラインによる職業相談も実施している。	マザーズ ハローワーク東京 ☎ 5728-8609
ハロー トレーニング (公的職業訓練)	希望する仕事に就職するために、必要なスキルや知識を習得することができる公的な制度です。申込みには、お住まいを管轄するハローワークで事前相談が必要です。	ハローワーク渋谷 ☎ 3476-8609(43#)
母子・父子自立 支援プログラム	よりよい仕事につきたい、職業訓練を受けたい方に、希望や経験などを聞いたうえで、ハローワークと連携または母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業を活用して、就業を支援します。	
母子家庭及び 父子家庭 自立支援 教育訓練給付金	就業に必要な教育訓練講座を受講した場合に、受講修了後に経費の一部を支給します。申込みは講座開始日の前月10日までです(要事前相談)。	
母子家庭及び 父子家庭 高等職業 訓練促進給付金	受講期間中の生活の負担を軽減し就業に有利な資格の取得を促進するため、受講する一定の期間について高等職業訓練促進給付金を支給します。所得制限あり。	総合支所 保健福祉センター 子ども家庭支援課 P100☎参照
ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」)合格のため講座を受講する場合、受講開始時、受講終了後及び高卒認定試験全科目合格後に、受講費の一部を支給します。申込みは講座開始日の前月10日までです(要事前相談)。	

## 住まいに関する支援

制度名	内容・対象・所得等条件など	問い合わせ先
都営住宅の募集	<p>【ポイント方式】8月・2月に募集 住宅に困窮しているひとり親(母子・父子)世帯、多子世帯・障害者世帯等を対象に、住宅困窮度をポイント化して順位を決め、上位の世帯から募集戸数分までの世帯を入居資格審査対象者としてします。</p> <p>【抽せん方式】5月・11月に募集 ひとり親(母子・父子)世帯、多子世帯・障害者世帯等は優遇抽せんの対象となり、優遇倍率が5倍あるいは7倍となります。その他、若年夫婦・子育て世帯向(定期使用住宅)の募集があります。抽せん方式では、毎月中旬以降に募集する「毎月募集」(若年夫婦・子育て世帯向)もあります。</p>	<p>JKK東京(東京都住宅供給公社) 都営住宅募集センター ☎ 3498-8894 FAX 3409-4527</p>
都営住宅の使用料減額	都営住宅に入居している世帯のうち、収入が少なく生活が困難な状況にある世帯や、障害・難病など特別な事情のある世帯を対象に、申請に基づき使用料が減額される制度です。	<p>JKK東京(東京都住宅供給公社) お客さまセンター ☎ 0570-03-0071 ナビダイヤルが利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方は☎ 03-6279-2652</p>
区営・区立住宅の募集	住宅に困っている子育て世帯・ひとり親世帯を対象とした、区営・区立住宅の募集があります。募集は年2回(6月・11月)空き室がある場合に行います。	<p>世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 FAX 6805-6573</p>
区営・区立住宅の使用料減額	区営・区立住宅に入居している方で、収入が特に少ない方、病気などの理由により使用料の支払が困難な方、ひとり親(母子・父子)世帯で一定要件を備えた方を対象に、一定の基準により使用料が減額される制度です。	<p>世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 FAX 6805-6573</p>
母子生活支援施設	18歳未満の子どもがいる母子世帯が、子どもの養育に困難や問題を抱える場合に一定期間入所できる施設で、母子支援員の援助や助言を受けることができます。所得に応じた費用負担があります。入所に際し審査があります。	<p>総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 P100☑参照</p>
ひとり親世帯家賃低廉化補助事業対象住宅	18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の方が、区内の対象住宅(*)に転居される場合に、区が賃貸人(家主等)に家賃の一部を補助することで、家賃負担額が減額になります。 *対象住宅は区のホームページで公開しています。入居には、所得制限等の条件があります。	<p>世田谷区補助金受付窓口 ☎ 5432-2071 FAX 5432-3039</p>
ひとり親家庭のためのJKK東京住宅相談会	区内在住で18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の方、またはひとり親世帯になる予定の方を対象に、JKK東京(東京都住宅供給公社)が管理するJKK住宅(一般賃貸住宅)の紹介・入居申込みの受付を行います。開催時期等は、区のホームページ等でお知らせします。	<p>居住支援課 ☎ 5432-2499 FAX 5432-3040 JKK東京(東京都住宅供給公社) 子育て世帯住まい相談窓口ダイヤル ☎ 3498-9068 FAX 3409-4523</p>
お部屋探しサポート	区内在住で18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の方を対象に、区と協定を結んだ不動産店団体の協力のもと、民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。(予約優先)	<p>住まいサポートセンター ☎ 6379-1420 FAX 6379-4233</p>
保証会社紹介制度	民間賃貸住宅への入居を支援するため、保証人の代わりとなる保証会社を紹介する制度です。区内在住2年以上で、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯が対象です。初回に限り、保証料の半額を区が助成(生活保護世帯は除く)します。	
多世代近居・同居推進助成事業	18歳未満の子どもがいる子育て世帯と親世帯が区内で新たに近居・同居する場合、転居した世帯に対しその初期費用の一部を助成します。 *転居先の賃貸借又は売買等の契約前に申請が必要ですよ。	<p>居住支援課 ☎ 5432-2499 FAX 5432-3040</p>



# 子どもの発達・発育の心配

世田谷区 発達障害児支援 検索



## 発達のことで心配がありますか？

子どもの成長や発達は、個人差が大きいものです。言葉の遅れや興味関心のかたよりになど、気になることは、一人で悩まずに相談しましょう。周囲の理解と支援により、その子の可能性を伸ばしていくことができます。

### 例えば…

- ❁ 偏食があり、決まったものしか食べようとしない。
  - ❁ 道順や手順にこだわりが強く、いつもと違うと泣き出したり、不安定になる。
  - ❁ 友だちとうまく遊べない。
  - ❁ じっとしてられない。
  - ❁ いきなり駆け出すので、外では危なくて手を離せない。
  - ❁ かんしゃくを起こしやすく、なかなかおさまらない。
  - ❁ ごっこ遊びや、ゲームのルールをうまく理解できない。
- など、発達について心配がある場合は、お気軽にご相談ください。

## 発達障害ってなに？

発達障害とは、生まれつきの脳機能の発達の偏りによって、日常生活に何らかの困難が生じている状況をいいます。特徴の表れ方は多様で、下記の特徴がそれぞれ重なり合っていることもあります。

### 自閉症スペクトラム(自閉症・アスペルガー症候群)

#### 主な特徴

- ❁ 友だちと一緒に遊ぶことが苦手
  - ❁ 抽象的な表現や言葉の意味を理解することが苦手
  - ❁ 興味関心が狭くこだわりが強い
- 本人は「ひとの気持ちや周りの状況がわからない」という不安を感じる場合があります。

### 注意欠陥／多動性障害(AD/HD)

#### 主な特徴

- ❁ 集中力を維持することが苦手
  - ❁ じっとしていることが苦手
  - ❁ 唐突で衝動的な行動が見られる
- 本人は自分の気持ちをうまく抑えられない、みんなと同じように動けないことに困ることがあります。

### 学習障害(LD)

#### 主な特徴

- ❁ 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」、「計算すること」のうち、特定のものが苦手
- 本人は勉強を一生懸命頑張っているのに、失敗やまちがいが続き、自信をなくしやすいです。

\*発達障害は、親のしつけや育て方の問題ではなく、その子が悪いわけでもありません。本人の個性や特徴を理解して、配慮や支援をしていくことで、日常生活での困難さは軽減されます。

# 気になることは気軽にご相談ください

## 🌱 発育・発達全般の相談

保健師が、発育・発達全般の相談をお受けします。必要に応じて医師や心理相談員などの専門職による相談や経過観察を行っています。また、区内外の専門医療機関や療育機関の紹介、生活支援・家庭支援など、幅広い情報提供をしています。

### 問い合わせ

総合支所保健福祉センター健康づくり課保健相談係  
世田谷 ☎5432-2896 北沢 ☎6804-9667  
玉川 ☎3702-1982 砧 ☎3483-3166  
烏山 ☎3308-8246 FAX番号はP13  参照

## 🌱 発育・発達の遅れや障害についての相談

発達や発育に遅れや障害のあるお子さんについて専門の職員が相談に応じます。

### 問い合わせ

世田谷区立保健センター専門相談課  
乳幼児育成相談担当 ☎6265-7547 FAX 6265-7549

## 🌱 発達障害についての相談

公認心理師、臨床心理士などの専門スタッフがお子さんの発達に関する相談を行っています。

### 問い合わせ

- ❁ 世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」  
☎5727-2236(相談専用) FAX 5727-2238
- ❁ 子育てステーション成城 発達相談室  
毎月第2、3木(祝日・年末年始を除く) 13:00~17:00  
要予約【予約・お問い合わせは烏山 発達相談室へ】
- ❁ 子育てステーション世田谷 発達相談室  
☎070-6554-8801 FAX 3411-6246  
毎月第2、3、4木(祝日・年末年始を除く) 10:00~17:00 要予約
- ❁ 子育てステーション烏山 発達相談室  
☎5384-7811 FAX 5384-4603  
月~土(祝日・年末年始を除く) 9:00~18:00 要予約
- ❁ 子育てステーション桜新町 発達相談室  
☎5426-3521 FAX 3425-8655  
月~土(祝日・年末年始を除く) 9:00~18:00 要予約
- ❁ 子育てステーション梅丘 発達相談室  
☎6304-3440 FAX 5300-2998  
火~土(祝日・年末年始を除く) 9:00~18:00 要予約

## 🌱 発達の気になるお子さんについての相談

発達障害など発達の気になるお子さんの相談をお受けします。一人ひとりのお子さんに合わせたサポートについて発達支援コーディネーター(心理職)などと一緒に考えていきましょう。

### 問い合わせ

総合支所保健福祉センター保健福祉課障害支援担当  
世田谷 ☎5432-2865 FAX 5432-3049  
北沢 ☎6804-8727 FAX 6804-8813  
玉川 ☎3702-2092 FAX 5707-2661  
砧 ☎3482-8198 FAX 3482-1796  
烏山 ☎3326-6115 FAX 3326-6154

## ご存知ですか？ スマイルブック

- ❁ お子さんに関わる方を知ってほしいこと(お子さんの特徴や関わり方など)を保護者の方がまとめることができる冊子です。
- ❁ 日々の生活の中で、お子さんの成長記録にもなります。



ご希望の方に、各総合支所保健福祉センター保健福祉課障害支援担当にて無料でお渡ししています。世田谷区ホームページからもダウンロード(PDF版・Word版)できます。



# 障害のある子どものために

世田谷区 障害のある方 検索



## 手帳の交付

障害のある方を対象とした各種サービスを利用するための基本的な制度です。障害の発症時期や内容・程度によっては、手帳が交付されない場合もあります。



### 身体障害者手帳

身体に障害がある児童を対象とした、各種サービスを受けるために必要な手帳です。視覚、聴覚、平衡感覚、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能)などの障害が一定程度以上の方に交付されます。障害の程度は1級～6級までに分かれます。

問い合わせ 総合支所保健福祉センター  
保健福祉課障害支援担当



### 愛の手帳(東京都療育手帳)

知的障害のある児童(18歳未満)を対象とした、各種サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度は1度から4度までに分かれます。

問い合わせ 手帳の取得について  
世田谷区児童相談所  
☎6379-0697 FAX6379-0698

サービスや支援について  
総合支所保健福祉センター  
保健福祉課障害支援担当



## 障害のある子どもや保護者への手当やサービス

様々な手当やサービス・支援があります。手帳の交付がなくても利用できるものもありますので、担当窓口にお問い合わせしてみましょう。

問い合わせ・申込先

総合支所保健福祉センター保健福祉課障害支援担当  
世田谷 ☎5432-2865 FAX5432-3049  
北 沢 ☎6804-8727 FAX6804-8813  
玉 川 ☎3702-2092 FAX5707-2661  
砧 ☎3482-8198 FAX3482-1796  
烏 山 ☎3326-6115 FAX3326-6154



### 障害者のしおり

障害のある方へのサービスなどの内容や手続きをまとめたものです。

障害者のしおりについては  
こちらから



問い合わせ  
障害施策推進課  
☎5432-2385 FAX5432-3021

## 手当・サービス

制度名など	内容	対象	所得制限	問い合わせ先
心身障害者福祉手当 【区制度】	手当	身体障害や知的障害、精神障害、難病などの方(身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、指定の難病に罹患し医療券などをお持ちの方、脳性麻痺または、進行性筋萎縮症の方。施設入所者は除く。障害程度などによって支給金額が異なる)。	有	総合支所 保健福祉センター 保健福祉課(P105)
障害児福祉手当	手当	精神または身体の重度の障害により日常生活を送るうえで常に介護が必要な児童(20歳未満)。(おおむね身体障害者手帳1級、2級の一部、愛の手帳1度、2度の一部の児童、又は、これらと同等の疾病、精神障害の児童。施設入所者、障害を理由とする公的年金受給者は除く)。	有	総合支所 保健福祉センター 保健福祉課(P105)
重度心身障害者手当	手当	心身にとくに重度の障害があるため、常に複雑な介護が必要な方(施設入所者、病院等に3か月以上入院している方は除く)。	有	総合支所 保健福祉センター 保健福祉課(P105)
児童育成手当(障害手当)	手当	心身に障害のある20歳未満の児童を養育している父、母または養育者(身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童)。	有	総合支所 保健福祉センター 子ども家庭支援課
特別児童扶養手当	手当	心身に障害のある20歳未満の児童を養育している父、母または養育者(身体障害者手帳1～3級(一部を除く)程度、一部4級程度、愛の手帳1～3度程度の児童(同程度の精神障害のある児童)。その他の障害、疾病などにより、日常生活に著しい制限を受ける児童)。	有	世田谷 ☎5432-2311 北沢 ☎6804-7526 玉川 ☎3702-1792 砧 ☎3482-1344 烏山 ☎3326-9864 FAX番号はP13 ☎参照
心身障害者医療費の助成 (◎受給者証の交付)	医療費の助成	身体障害者手帳1～2級(内部障害の場合は1～3級)、愛の手帳1～2度の方または精神障害者保健福祉手帳1級の方。健康保険に加入していること(◎☎☎をお持ちの方は対象外)。	有	総合支所 保健福祉センター 保健福祉課(P105)
心身障害児の歯科診療と相談	診療相談	心身の障害により地域の一般歯科医療機関で治療困難な児童および障害者。	無	世田谷区 口腔衛生センター ☎3328-5871 (要電話予約) FAX3328-5871

\*手当金額については「障害者のしおり」や区のホームページをご覧ください。問い合わせ先まで。

## その他の手当・サービス

- ❁ 乳幼児医療証 ……………P38
- ❁ 児童手当 ……………P39
- ❁ 自立支援医療(育成医療) ……………P55
- ❁ 小児慢性特定疾病の医療費助成 ……P55

## → ひとり親家庭の方、保護者の方に障害のある場合は…

- ❁ 児童育成手当(育成手当) ……………P100
- ❁ 児童扶養手当 ……………P100
- ❁ ひとり親家庭等医療費助成 ……………P100

## 日常生活の援助

障害のある子どもや家族の日常生活を支援するサービスがあります。一人で抱え込まないでまわりの手を借りましょう。

制度名	内容	対象	問い合わせ先
居宅訪問型 保育事業	医療的ケアが必要な乳幼児の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行う事業で、日中、連携施設である児童発達支援施設を利用いただき、長時間の預かりを行います。	保育の必要性があり、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められ、申込要件を満たし、運営事業者との面談において預かりが可能と判断された未就学のお子さん	<b>事業に関すること</b> 保育課保育育成支援担当(運営班) ☎ 5432-2320 <b>申込みに関すること</b> 保育認定・調整課 ☎ 5432-1200 FAX 5432-1506
障害児相談支援	児童発達支援などのサービスを利用する場合に、必要な相談を受け、児童の心身の状況などを勘案して、障害児支援利用計画を作成します。	児童発達支援などのサービスの利用を希望するお子さん	
児童発達支援	通所施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。	乳幼児健診などで、集団あるいは個別の療育を行う必要があると認められる未就学のお子さん	
居宅介護 (ホームヘルプ)	家族での介護が難しい場合に、ホームヘルパーが自宅で入浴、排泄、食事の介護や家事の支援などを行います。(障害の程度などにより利用できる時間が異なります。)	障害のあるお子さん (指定難病含む)	総合支所 保健福祉センター 保健福祉課 (P105参照)
短期入所 (ショートステイ)	家族が病気などで一時的に障害者(児)の介護ができないときや介護者の休息のため、施設を利用します。(医療的ケアのあるお子さんを対象とした施設あり。)		
移動支援	移動困難な障害のある方の外出をヘルパーが支援します。(利用できる方の要件があります。)	全身性障害、視覚障害、知的障害、精神障害、高次脳機能障害のあるお子さん	
緊急介護人派遣	保護者または家族が、障害者(児)の介護を一時的にできないときに、あらかじめ登録・推薦された介護人が介護に当たります。	身体障害者手帳1～2級、要の手帳1～3度の方、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方	
手話通訳者派遣	聴覚障害のある保護者が、お子さんの幼稚園等の保護者会などに出席するときに、手話通訳者を派遣します。	聴覚障害のある保護者	世田谷区手話通訳 等派遣センター FAX 3420-3145 ☎ 5450-2099

\*児童発達支援は、「児童福祉法」による、居宅介護・移動支援・短期入所は、「障害者総合支援法」によるサービスです。

\*内容によっては、利用できない場合があります。